

第 11 章 誇れる景観づくりの実現に向けて

1. 誇れる景観づくりの意義

景観を良くしていくことは、生活の質を高めていくことであり、市民・事業者・行政による協働の取組みが求められます。また、景観を良くしていこうとする取組みを続けていくことは、地域への愛着心や連帯感の醸成につながります。

そのような持続的な取組みを進めていくには、一人ひとりの「意識」を高め、望ましい景観を考え「実践」し、取組みを支える「仕組み」をつくっていくことが必要です。

2. 市民・事業者・行政の意識を高める

市民、事業者、行政それぞれが景観形成に対する役割を認識し、日々の生活や事業活動において、「周辺との調和」という意識を浸透させていく必要があります。

(1) 市民の役割

市民は、景観形成の担い手であり、建築行為等に際して、それぞれが周辺に配慮するという意識を持つことが、良好な景観の創出につながります。

さらには、地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出をめざすことが重要となってきています。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の景観に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に配慮することが求められています。

(3) 行政の役割

行政は、良好な景観を形成するため、本景観計画を推進し、市民や事業者の行為を協議・調整・指導していく役割があります。

3. 各地区での実践を促進する

良好な景観形成の取組みについては、各地区で、市民・事業者等が自ら景観について考え、実践することが重要となります。

市は、各地区での取組みが促進されるよう、景観法をはじめ、さまざまな制度の啓発や景観づくりの周知に努めます。

(1) 市民による景観まちづくり

景観法では、市民による景観まちづくりの手法として、景観計画の策定・変更に関わる提案制度、景観協定等が位置づけられており、市では、これらの手法を市民自らが積極的に活用できるように支援していきます。

1) 提案制度

一定の条件を満たした土地所有者やNPO団体等は、景観計画の策定、変更に関する提案を行うことができます。(法第11条第2項)

<景観計画の策定・変更に関わる提案>

	概 要
提案できる内容	景観計画の策定・変更
提案できる人	当該区域内の土地所有者等又はまちづくりNPOや公益法人、及びこれらに準ずるものとして景観条例で定める団体
提案の要件	<ul style="list-style-type: none">・土地所有者等の3分の2以上の同意を得た場合・0.5ヘクタール以上の一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地
留意事項	景観計画の策定又は変更を提案する場合は、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければいけません

2) 景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観形成のため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項について協定を締結することができます。

【景観協定の特長】

- 土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定するもので、「地域による景観形成のルール」という特徴があります。
- 景観計画区域内であればどこでも締結可能であり、景観協定が達成しようとする目的に応じて、その内容が異なります。
- 地区住民自らの手で、地域の良い景観を維持・増進するために、自主的な取組みを行うことができる制度です。
- 建築物、工作物、樹林地、草地、屋外広告物、農地その他の景観形成に関する事項を一体的に定めることができる点が大きな特徴です。
- 建築用途やショーウィンドーの照明時間等のソフト面の事項等、景観計画や景観地区で定めることができない事項についても定めることが可能です。

＜景観協定で定めることができる事項＞

- ア) 建築物の形態意匠に関する基準
- イ) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ウ) 工作物の敷地、位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- エ) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- オ) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項
- カ) 農用地の保全又は利用に関する事項
- キ) その他良好な景観の形成に関する事項

(2) 勉強会等の開催

景観づくりに関する「シンポジウム」の開催や、地区の景観について話し合う「タウンミーティング」等、景観について理解が深まるような勉強会等を継続的に開催することで、良好な景観づくりに対する意識啓発に努めます。

＜勉強会等の主な手法＞

手 法	概 要
シンポジウム	専門家や景観づくりに携わる人の意見や考えを聞く場を設け、良好な景観形成に対する意識を向上させます。
タウンミーティング	自分達の住んでいる地区の景観について知ってもらおうとともに、景観を良くするために必要なこと等の意見を出してもらいます。一般的には、市民が行政から説明を受けた後、意見交換を行います。
ワークショップ	ファシリテーター（進行役）の指示のもと、市民、行政、専門家が同じテーブルを囲み、双方向で意見のやりとりを行います。まち歩き等を通じて、地区の良いところや悪いところを出し合い、良いところを伸ばし、悪いところを改善するために、自分たちができることを話し合ったりします。

(3) 表彰制度の活用

良好な景観形成に寄与した人や事業者・団体を市長が表彰することで、継続的な取組みの実施や良好な景観形成に対する意欲を向上させます。

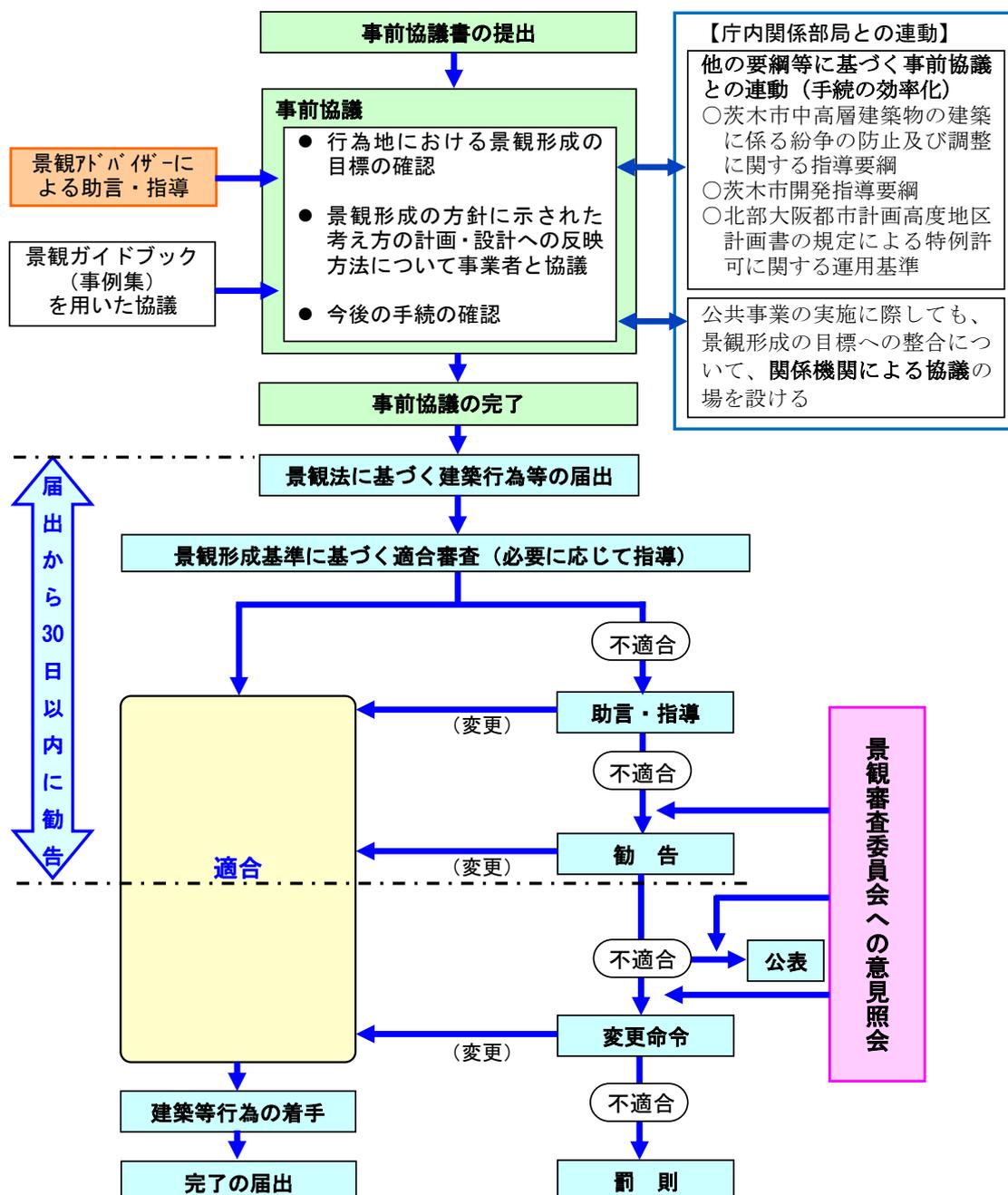
また、良好な景観形成に寄与している建築物・工作物等については、その存在を公表するとともに、所有者、設計者、施工者等を表彰します。

4. 効果的な景観誘導のための仕組みをつくる

各地域で、望ましい景観形成を誘導していくためには、景観法に基づいて定められた方針や基準等を、表面的に満足していれば良いというものではありません。例えば、建築行為等が行われる地域において、周辺との「調和」や「配慮」とは、具体的にどのようなことをすべきかを、対話に基づき共有していくことが重要です。

そのため、茨木市では、景観法第 16 条に基づく届出に先立ち、「事前協議」の場を設け、専門家からの助言や指導等を仰ぎながら、効果的に景観誘導を図っていくための仕組みを設けます。

また、公共事業の実施に際しても、庁内関係部局等による景観形成の目標に留意したデザイン（計画や設計）を誘導していくための協議・調整の場を設けます。



5. 良好な景観形成のための行動規範

「はじめに」で述べたように、景観形成を行っていくに際しては、先人達が大切にしてきた周りへの気づかひや美意識を再認識しながら、私達のライフスタイルや事業活動、公共事業等のあり方を見つめ直していく必要があると考えています。

そのためには、将来像の実現に向けて、私達一人ひとりが茨木のまちのことを考えて行動することが大切です。茨木市都市計画マスタープランには、そのための「行動規範」が以下のように示されています。

<行動規範>

人の環を大切にする 茨木にしよう
そのために 人と会おう
あいさつをしよう
そして人持ちになろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

人の力を大切にする 茨木にしよう
そのために まず自分で頑張ろう
みんなの力を活かそう
新しい力を育てよう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

あるものを活かす 茨木にしよう
そのために まちにでよう
まちを使おう
そして楽しもう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

受け継いでいく 茨木にしよう
そのために 昔を知ろう
地元を大切にしよう
大切なモノを守ろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

今、生きている私たちのためだけではなく、
これから生まれてくる子どもたちや人々のために
大好きと言える茨木にしよう

出典：茨木市都市計画マスタープラン